



佐賀県公報

平成18年
7月3日
(月曜日)
第12774号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (四四一・長寿社会課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (四四二・障害福祉課) 一
- " (四四三・ ") 一

公告

- 清算法人大崎土地改良区清算人の就任届 (農地整備課) 二
- 県営佐賀南部地区土地改良事業計画決定 (") 二
- 県営諸富地区土地改良事業計画決定 (") 二
- 県営山田地区土地改良事業計画決定 (") 二
- 緑の県土づくり方針策定業務委託に係る公募型指名競争入札 (森林整備課) 三
- 正 誤
- 平成十八年三月六日付け佐賀県公報第一二七二五号中訂正 (県民協働課) 五
- 平成十八年二月二十二日付け佐賀県公報第一二七二〇号中訂正 (道路課) 五
- 平成十八年六月五日付け佐賀県公報第一二七六二号中訂正 (") 六

○ 告示

◎佐賀県告示第四百四十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十八年七月三日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与	株式会社さとう	鳥栖市本鳥栖町六六二番地四	平成一八・六・一五

◎佐賀県告示第四百四十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。
平成十八年七月三日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
ひよこ薬局	佐賀郡川副町大字福富八二九番地七	平成一八・六・一
町田薬局	唐津市町田一丁目八番五号	"
有限会社酒井薬局	唐津市浜玉町横田下九三七番地三	"
唐津パイパス店	"	"

◎佐賀県告示第四百四十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。

平成十八年七月三日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
株式会社 大賀薬局 弥生ヶ丘店	鳥栖市弥生が丘二丁目一四四番地	平成一八・七・一

株式会社 大賀養田 株式会社	三養基縣基田大字高無三田三養基田	〃
アルパ養田	鹿島市高津原九一番地五	〃

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人大崎土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があった。

平成18年7月3日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
清算人	牛島 米夫	武雄市北方町大字大崎791番地	平成18年6月9日
〃	徳久 好春	〃 〃 2303番地	〃
〃	原 勝馬	〃 〃 2239番地1	〃
〃	末次 正清	〃 〃 90番地	〃
〃	松本 和夫	〃 〃 1655番地	〃

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）佐賀南部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年8月16日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成18年7月3日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）佐賀南部地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間
平成18年7月4日から平成18年8月1日まで

3 縦覧の場所
佐賀市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）諸富地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年8月16日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成18年7月3日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）諸富地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間
平成18年7月4日から平成18年8月1日まで

3 縦覧の場所
佐賀市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）山田地区の計画を定めたので、同条第5項の規定に

より関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年8月16日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁噺町8番地1)に提出してください。

平成18年7月3日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(ため池等整備)山田地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年7月4日から平成18年8月1日まで
- 3 縦覧の場所
吉野ヶ里町役場

次のとおり公募型指名競争入札に付します。

平成18年7月3日

収支等命令者

佐賀県県土づくり本部森林整備課長 井出 光 俊

1 公募型指名競争入札に付する事項

- (1) 業務名 緑の県土づくり方針策定業務委託
 - (2) 業務内容 緑の県土づくり方針策定業務委託仕様書による。
 - (3) 業務場所 県内一円
 - (4) 業務期間 契約の日から平成19年3月28日まで
- 2 入札参加資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次の(1)又は(2)に掲げる要件を全て満たす単一企業・法人又は複数企業・法人による共同企業体として、佐賀県知事から入札参加資格を有すると認められた者とする。

(1) 単一企業・法人の場合の資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- エ 本業務の委託に係る入札参加申請書及び提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- オ 本業務の委託における別添「緑の県土づくり方針策定業務委託仕様書」の内容を熟知し、確実に業務を遂行できる者であること。
- カ 本業務の委託内容に類する各種調査や計画書・方針書等の作成について、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間に行った実績を有すること。
- キ 前記カに掲げる業務の実施経験を有する者を専任で配置できること。
- ク 九州管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- ケ 共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の場合の資格要件
 - ア 共同企業体の構成員数は3者以内であること。
 - イ すべての構成員は、当該入札に参加を希望する他の共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ すべての構成員は、上記(1)アからエまでの要件を満たすこと。
 - エ 代表者は上記(1)オからクまでの要件を満たすこと。
 - オ 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、当該入札に参加を希望する他の単一企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- (3) 共同企業体の存続期間

<p>ア 県業務の相手方となった者 本業務に係る委託契約の履行後3か月を経過する日まで</p> <p>イ 県業務の相手方とならなかった者 本業務に係る委託契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当課 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟7階 佐賀県土づくり本部森林整備課みどり推進担当 電話0952-25-7136 F AX 0952-25-7312 E-mail shinrinseibi@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書、入札参加申請書及び提出資料の交付方法及び交付期間 ア 交付方法 佐賀県ホームページ（URL：http://www.pref.saga.lg.jp/）に掲載する。また、上記(1)の場所において配布する。 イ 交付期間 平成18年6月30日（金）から平成18年7月13日（木）まで （担当課から交付を受ける場合は、土曜日及び日曜日を除く9時から17時まで）</p> <p>(3) 入札参加申請書及び提出資料の受付期間、場所及び提出方法 ア 受付期間 平成18年7月6日（木）から平成18年7月13日（木）まで （土曜日及び日曜日を除く。）の9時から17時まで イ 受付場所 上記(1)に同じ。 ウ 提出方法 持参によること。（郵送及び電送は受け付けない。）</p> <p>(4) 入札参加資格の確認 ア 入札参加希望者に求められる義務 (ア) 入札参加希望者は、入札参加申請書及び提出書類（以下「申請書」という。）を上記(1)の担当課に平成18年7月13日（木）までに提出しなければならぬ。 (イ) 入札参加希望者は、提出した申請書について説明を求められたとき</p>	<p>は、これに応じなければならぬ。</p> <p>イ 審査 (ア) 提出された申請書を審査のうえ、入札参加資格を有する者に限り、入札の参加者（以下「入札者」という。）とする。 (イ) 入札参加資格の確認結果は、平成18年7月19日（水）までに通知する。</p> <p>(ウ) 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成18年7月26日（水）までに、上記(1)の担当課に書面で請求することができる。</p> <p>(5) 入札者の資格喪失 入札者は、入札書の提出期限までに、次に該当することとなったときは、入札資格を失うものとする。 ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。 イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれたとき。 ウ その他本業務委託に着手し、又は遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。</p> <p>(6) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成18年8月14日（月）14時 （審査の結果、参加資格がない者がいない場合は、平成18年7月24日（月）14時） イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新行政棟8階 81号会議室 ウ 入札方法 持参によること。（郵送及び電送は受け付けない。） (7) 開札に関する事項 開札においては、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。</p>
--	---

(8) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第1号及び第115号第3項第1号の規定に該当する場合は免除する。

(9) 契約条項を示す場所

上記(1)に同じ。

(10) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者

イ 入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

カ 一人で2以上の入札をした者

キ 代理人でその資格のないもの

ク 法令又は入札に関する条件に違反した者

(11) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることができない。

(12) 入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止する。

なお、この場合の損害は、入札者の負担となる。

ア 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(13) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、直ちに再度の入札を行う。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

○ 出 張

平成十八年三月六日付佐賀県公報第一二七二五号中記出

頁	箇 所	期	出
2	上段 左から二行目	平成18年5月22日	平成18年4月24日

平成十八年二月二十二日付佐賀県公報第一二七二〇号中記出

平成十八年六月五日付け佐賀県公報第一二七六二号中訂正

1			頁
下段 右から一五行目	下段 右から一三行目	下段 右から一二行目	箇所
一五五・五	二七・二 一五・二	神崎市千代田町大字下板字南 四本松三二一番一地从先から 神崎市千代田町大字下板字南 一本松二五四番二地先まで	誤
一五五・五 一六五・四	三三・〇 一五・二	神崎市千代田町大字下板字南 四本松三二一番一地从先から 神崎市千代田町大字下板字南 一本松二五四番二地先まで	正

2		頁
下段 左から七行目及び 一六行目	下籠三十五角	箇所 誤
	下籠三十四角	正

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷